

# 仕 様 書

## 1 概 要

- (1) 対象建物 京都府庁本庁庁舎  
(2) 需要場所 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
(3) 業種及び用途 事務所ビル（行政庁舎）

## 2 仕 様

- (1) 電気方式、標準電圧、標準周波数、受電方式、発電設備等

- ア 電気方式 交流3相3線式  
イ 標準電圧 20,000V (22,000V)  
ウ 計量電圧 20,000V (22,000V)  
エ 標準周波数 60Hz  
オ 受電方式 本線・予備線受電（2回線受電）  
カ 受電電力 2,200kW  
キ 発電設備

### ○内燃（ガスタービン）発電設備

定格出力及び数量	1,000kVA 2基、100kVA 2基
用 途	非常用
定格電圧	6.6kV
系統連系の有無	無
アンシラリーサービス料対象容量	0 kW

### ○太陽光発電設備

定格出力及び数量	20kW 2基
用 途	常用
定格電圧	200V
系統連系の有無	有
アンシラリーサービス料対象容量	0 kW

- (2) 契約電力、予定使用電力量

ア 契約電力（契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計量される値がこれを超えないものとする。）

(a) 契約電力（常時電力） 2,200 kW

(b) 契約電力（予備電力） 2,200 kW

（常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で、予備電線路により受電する。）

イ 予定使用電力量

年間総使用量 6,333,600 kWh

- (3) 契約期間 令和6年4月1日0時から令和7年3月31日24時まで

- (4) 需給地点

京都府庁3号館1階特別高圧電気室

- (5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(6) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(7) 検針日及び計量

検針日は毎月末日とし、計量は、計量器により記録された値によるものとする。

(8) 代金の算定期間

代金の算定期間は、毎月1日0時から当該月の末日24時までの期間とする。

(9) 料金制度

代金の算定基礎となる料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など各社ごとに設定することができるものとする。

(10) 力率

ア 供給者は、契約期間において月毎の平均力率により、力率割引及び割増しを行うことができるものとする。なお、力率割引及び力率割増しを行う場合は、京都府を供給区域とする一般送配電事業者が定める供給約款の規定によるものとする。

イ 力率は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。(力率が進相となる場合には、その瞬間力率は100%とする。)

平均力率の算定式は次のとおり。

$$\text{平均力率(\%)} = \left\{ \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \right\} \times 100$$

ウ 契約期間における予定平均力率は、100%とする。

(11) 燃料費等調整

原油価格等の変動により、供給に要する発電原価が変動し、料金への反映が必要となった場合は、燃料費等の調整を行うことができるものとする。

なお、燃料費等の調整額は、入札時に供給者が京都府に提出した算定方法により算定し、燃料費等の調整を行うこととする。ただし、燃料費等調整における適用単価の算定は、地域を管轄する旧一般電気事業者が電気需給約款(契約開始時点)において定める割増額を上回り、又は減額幅を下回らないものとする。

(12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

国の定める再生可能エネルギー発電促進賦課金により、料金への反映が必要となった場合は、発効後直ちに、供給者が定める供給約款の規定により料金への付加調整を行うものとする。

(13) 契約超過金

京都府は、その月に契約電力を超えて電気を使用した場合は、供給者の責めによる理由による場合を除き、契約超過金を支払うものとする。

なお、契約超過金の算定は、原則として供給者が定める供給約款の規定により算定するものとし、その金額は双方協議の上で決定するものとする。

(14) 最低保障電力

京都府は、契約電力量の3分の2を最低保障するものとし、供給約款により算定される最低保障電力量を下回った場合の料金を、電気料金として支払う。

ただし、その電力量の変動が政府・関西広域連合・供給者などの要請による、発電抑制・節電等の、京都府あるいは供給者にとって不可避の原因にあるときはこの限りではない。

(15) 精算金

契約期間内に契約電力を変更する場合、供給者は、精算金を請求することができるものとし、電力料金として支払うものとする。

なお、精算金の算定は、原則として供給者が定める供給約款の規定により算定するものとし、その金額は双方協議の上で決定するものとする。

(16) 支払方法

供給者は、使用料金の算定後すみやかに代金の請求を毎月行うこととし、京都府は原則として供給者が定める供給約款の規定に基づき、供給者が指定する日までにその代金を銀行振込（口座振替）で支払うものとする。

(17) その他

契約書・本仕様書に記載なき事項あるいは、どちらかが異議を申し立て、または疑義を生じたものについては、地域電力会社の経済産業省届出約款等を参考に、原則として供給者が定める供給約款によるものとし、その取扱についてどちらかが異議を申し立て、または疑義を提起したものについては、その取り扱いを双方協議の上で決定するものとする。

以 上